

NifMo 利用規約 [法人版]

最新版はホームページでご確認いただけます。
http://nifmo.nifty.com/entry/kiyaku/nifmo_biz.pdf

改訂：2018年3月20日

第1章 総則

第1条 (利用規約)

1. 本利用規約は、ニフティ株式会社（以下、「ニフティ」といいます。）が提供するNifMoサービス（以下「NifMo」といいます。）の利用にかかわる一切に適用されます。
2. ニフティが本規約とは別に発表するNifMoの説明、案内、利用上の注意等）および第3条所定の約款類は、名目の如何にかかわらず本利用規約の一部を構成するものとします。
3. ニフティは、契約者の了承を得ることなく本利用規約を随時変更することができるものとします。変更後の本利用規約は、ニフティがNifMoのホームページ上に掲載することで契約者に通知した時点より効力が生じるものとします。尚、ホームページ上の記載とその他媒体の記載に齟齬がある場合、ホームページ上の記載内容を優先して適用します。

第2条 (定義)

- 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。
- (1) NifMo: ニフティ以外の電気通信事業者提供元となる、IP通信網サービス、および音声通話サービスを個別に又は組み合わせてニフティが主体となって提供するモバイルアクセスサービスで、ワイヤレスデータ通信および回線交換サービスの2種類とする
 - (2) SIMカード: NifMoによりモバイルアクセスサービスを利用するのに必要な、契約者情報を記録したICカード。SIMカード、microSIMカード、nanoSIMカードの三種類以下包括してSIMカード」とい）とし、ニフティが当該契約者に貸与するもの
 - (3) @nifty: ニフティが提供するインターネットサービス
 - (4) 契約者: @niftyの会員のうち、本規約に同意してNifMoに加入した者
 - (5) ワイヤレスデータ通信サービス: 無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うサービス
 - (6) 回線交換サービス: 回線交換方式による音声通話回線交換サービス: 回線交換方式による音声通話およびショートメッセージサービス
 - (7) 付加機能サービス: ワイヤレスデータ通信サービスおよび回線交換サービスに伴って利用するサービスであり、別表に定めるもの
 - (8) ユニバーサルサービス料: 電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則により算出された額に基づいて、ニフティが定める料金
 - (9) 契約者回線: NifMoの利用に際し、契約者が使用する電気通信回線

第3条 (根拠約款等)

1. 契約者は、NifMoの利用に際しては、本利用規約の他、以下の規約、約款等（以下包括して「約款類」といいます。）に従うものとします。
 - (1) @nifty 会員規約
 - (2) IP通信網サービス契約約款
 - (3) X i約款
2. 前項約款類のうち(2)号および(3)号所定の約款類については、「当社」を「ニフティ」と読み替えるものとします。
3. 本利用規約、約款類に重複して定める事項については、本利用規約、@nifty 会員規約、および前項(2)号および(3)号の各約款の順で優先順位をもって適用されるものとします。
4. 契約者は、NifMoの利用に際して任意に申し込む割賦販売、端末保証、オプションサービス契約および付加機能サービスに関する規約、契約等を遵守するものとします。

第2章 契約の成立

第4条 (NifMo 契約の成立)

1. NifMoの利用契約（以下「NifMo 契約」といいます。）は、NifMoの利用希望者が本利用規約および約款類に同意のうえでニフティが別途定める手続きに従いニフティへ申込み、ニフティが審査（後二項所定の手続を含みますがこれに限りません。）の上これを承諾し、当該希望者を契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. ニフティは、NifMoの申込者のうち回線交換サービスを利用しようとする者について「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律」第9条の規定に基づき、当該申込者の氏名、住所、生年月日等の確認を行うものとします。申込者は、ニフティの指示に従い、これらの本人確認に必要な書類等を、ニフティが定める期日までに提示するものとします。
3. ニフティは、当該申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないあるいは成立した契約を取消することがあります。
 - (1) 当該申込者が @nifty 会員規約第8条第1項各号または第34条第1項各号の一にでも該当するとき
 - (2) 当該申込者が、前号以外の本利用規約、約款類における利用停止事由、契約解除事由に該当するとき
 - (3) ニフティにおいて本人確認ができないとき
 - (4) NifMo 契約と同時に申し込んだ端末機器に関する割賦販売契約が成立しなかったとき
 - (5) 同一人物あるいは複数名義の申込みであっても同一人物と目される場合であって、個人利用としては不自然であるとニフティが判断する大量の件数の申込みがあったとき
 - (6) その他、ニフティが NifMo の契約者としてふさわしくないと判断したとき

2. ニフティは、NifMoの申込者のうち回線交換サービスを利用しようとする者について「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律」第9条の規定に基づき、当該申込者の氏名、住所、生年月日等の確認を行うものとします。申込者は、ニフティの指示に従い、これらの本人確認に必要な書類等を、ニフティが定める期日までに提示するものとします。
3. ニフティは、当該申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないあるいは成立した契約を取消することがあります。
 - (1) 当該申込者が @nifty 会員規約第8条第1項各号または第34条第1項各号の一にでも該当するとき
 - (2) 当該申込者が、前号以外の本利用規約、約款類における利用停止事由、契約解除事由に該当するとき
 - (3) ニフティにおいて本人確認ができないとき
 - (4) NifMo 契約と同時に申し込んだ端末機器に関する割賦販売契約が成立しなかったとき
 - (5) 同一人物あるいは複数名義の申込みであっても同一人物と目される場合であって、個人利用としては不自然であるとニフティが判断する大量の件数の申込みがあったとき
 - (6) その他、ニフティが NifMo の契約者としてふさわしくないと判断したとき

3. ニフティは、当該申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないあるいは成立した契約を取消することがあります。
 - (1) 当該申込者が @nifty 会員規約第8条第1項各号または第34条第1項各号の一にでも該当するとき
 - (2) 当該申込者が、前号以外の本利用規約、約款類における利用停止事由、契約解除事由に該当するとき
 - (3) ニフティにおいて本人確認ができないとき
 - (4) NifMo 契約と同時に申し込んだ端末機器に関する割賦販売契約が成立しなかったとき
 - (5) 同一人物あるいは複数名義の申込みであっても同一人物と目される場合であって、個人利用としては不自然であるとニフティが判断する大量の件数の申込みがあったとき
 - (6) その他、ニフティが NifMo の契約者としてふさわしくないと判断したとき

- (1) 当該申込者が @nifty 会員規約第8条第1項各号または第34条第1項各号の一にでも該当するとき
- (2) 当該申込者が、前号以外の本利用規約、約款類における利用停止事由、契約解除事由に該当するとき
- (3) ニフティにおいて本人確認ができないとき
- (4) NifMo 契約と同時に申し込んだ端末機器に関する割賦販売契約が成立しなかったとき
- (5) 同一人物あるいは複数名義の申込みであっても同一人物と目される場合であって、個人利用としては不自然であるとニフティが判断する大量の件数の申込みがあったとき
- (6) その他、ニフティが NifMo の契約者としてふさわしくないと判断したとき

第5条 (サービス提供開始時期)

1. ニフティは、NifMo および付加機能サービスについては、前条によりNifMo 契約が成立し、ニフティがこれに基づき送付した当該契約者が注文した端末機器および/またはSIMカードを、当該契約者が受領した日を、NifMoの提供開始日とし、当該提供開始日を含む月を提供開始月とします。
2. 前項の規定にかかわらず、当該 NifMo 契約が回線交換サービスの提供を内容とするものであり、第14条第1項に基づき携帯電話番号ポータビリティ（電話番号を変更することなく、携帯電話サービスを受ける電気通信事業者を変更することで、以下「MNP」といいます。）にMNPが適用される場合あって、回線切替手続完了前にSIMカードを当該契約者が受領したときは、受領した日の翌日を提供開始日とします。

第3章 NifMo 半額ダイヤル通話

第6条 (NifMo 半額ダイヤル通話) の提供

1. ニフティは、本章の規定に従い、「NifMo 半額ダイヤル通話」（以下「半額ダイヤル通話」といいます。）を提供します。
2. 「半額ダイヤル通話」とは、本条第4項所定の「NifMo 半額ダイヤルアプリ」（以下「アプリ」といいます）から発信され、またはプレフィックス番号「0035-45」を電話番号の先頭に付けて国内から発信された音声通話については、通話料を10円/30秒とするサービスです。
3. ニフティが半額ダイヤル通話を提供するのは、音声通話サービスを申し込み、または現に利用している利用者としてします。

第7条 (半額ダイヤル通話の利用方法)

1. 半額ダイヤル通話の利用方法には、以下の2通りがあります。利用者は、半額ダイヤル通話利用の都度、任意にいずれかの方法を選択し、半額ダイヤル通話を利用するものとします。
 - (1) 利用する端末機器にダウンロードしたアプリから電話を掛ける方法
 - (2) 掛けようとする電話の相手方の電話番号の先頭

- にプレフィックス番号「0035-45」を付けた上でアプリを用いないで電話を掛ける方法
2. ニフティは、半額ダイヤル通話を提供するのに伴い、別途定める方法によりアプリを利用者が無償でダウンロードできるよりにすることで提供するものとし、利用者はこれを任意にダウンロードし、利用するものとします。
3. 以下の場合、半額ダイヤル通話の利用とはみなしませんが、当該通話については利用者には20円/30秒の通話料をお支払いいただきます。
 - (1) アプリを利用せず、かつ、プレフィックス番号「0035-45」が付けられなかった通話。利用者の故意過失を問わず当該端末機器がプレフィックス番号「0035-45」の入力を認識しなかった場合を含む。）
 - (2) アプリの不具合による場合

第8条 (半額ダイヤル通話では発信できない番号)

以下の番号に、半額ダイヤル通話からは発信できません。この場合、各社が無償で提供するサービスを除き、利用者には20円/30秒の通話料をお支払いいただきます。

- (1) 110番、118番、119番、117番その他3ケタの番号
- (2) NTTコミュニケーションズ株式会社のフリーダイヤル・ナビダイヤル・テレドーム
- (3) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の災害募金サービス等 OX0 系の番号
- (4) マイレイン等の 00XX から始まる電話番号
- (5) 060、020、もしくは、# で始まる電話番号
- (6) 株式会社 NTT ドコモの「他の電話機からの遠隔操作」の発信番号 090-310-14xx(*a) 090-310-1655(*b)
- (7) ソフトバンク株式会社の「転送・留守電・着信お知らせ機能サービス」に関する発信番号(*c) (*a)<https://www.nttdocomo.co.jp/service/transfer/usage/> (*b)<https://www.nttdocomo.co.jp/service/sms/usage/> (*c)http://www.softbank.jp/mobile/support/3g/voice_mail/

第9条 (禁止事項)

利用者は、アプリのリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをしてはならないものとします。

第10条 (適合関係)

半額ダイヤル通話に関し、本章の規定と本規約の他の規定が重複して定める事項については、本章の規定が優先して適用されるものとし、本章に定めのない事項については、本規約の他の規定が適用されるものとします。

第4章 利用制限等

第11条 (通信区域)

NifMoの通信区域は、その時点で提供元の電気通信事業者が発表する通信区域の通りとします。但し、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビル影、トンネル、山間部等の電波の伝わりにくい場所では、通信に支障を来し、または通信をできない場合があります。

第12条 (通信利用の制限)

ニフティは、技術上、保守上、その他ニフティの事業上やむを得ない事由が生じた場合、または約款類その他提供元の電気通信事業者との取決等により通信利用の制限が生じた場合、契約者に通知することなく通信を一時的に制限または停止することがあります。

第13条 (通信時間等の制限)

1. 前二条の規定による場合のほか、ニフティは、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限または停止することがあります。
2. 前項の場合において、ニフティは、天災、事

変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。

3. ニフティは、一定期間における通信時間がニフティの定める時間を超えるとき、または一定期間における通信容量がニフティの定める容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。

第14条（その他の制限等）

ニフティは、契約者間の利用の公平を確保し、NifMoを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるワイヤレスデータ通信について速度や通信量を制限または停止することがあります。

第15条（制限等にかかる取決）

1. 本章による各制限等の実施は、ニフティが自らの単独の判断により実施する場合のみならずニフティの提供元の電気通信事業者との取決等に從った結果実施する場合もあることを、契約者は予め承諾します。

2. 本章による各制限の実施により契約者に損害が生じたとしても、ニフティは本利用規約または約款類に別段の定めがある場合を除き、契約者の損害を賠償する義務はないものとします。

第5章 NifMo サービスの利用等

第16条（通信時間の測定）

NifMoによる通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態になった時刻から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態になった時刻までの経過時間としニフティの機器により測定します。但し、提供元の電気通信事業者等の測定結果をニフティの測定結果とみなすことがあります。

第17条（通信速度等）

1. ニフティが本利用規約、約款類、その他広告類を含む告知等で表示する通信速度は理論値です。必ずしもこの速度が保証されているものではなく、接続状況、契約者が使用するSIMカード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、表示の速度が出ないことがあります。契約者はあらかじめ承諾するものとします。

2. 契約者は、電波状況等により、NifMoを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第18条（契約者識別番号の付与）

1. ニフティは、回線交換サービスの提供を受ける契約者に対し、契約者識別番号を定め1つの契約回線に対して1つ付与します。

2. 回線交換サービスの提供を受ける契約者は、回線交換サービスを利用するための契約者識別番号の変更を請求することはできません。

3. 契約者のうち回線交換サービスの提供を受けない契約者に対する契約者識別番号の付与は、提供元の電気通信事業者が直接行います。

第19条（回線交換サービスの携帯電話番号ポータビリティ）

1. 回線交換サービスの提供を受ける契約者がMNPの適用を希望する場合は、ニフティ所定の方法によりその旨を申し出るものとします。ニフティは、当該契約者からの申出の携帯電話番号が別途定める条件に合致する場合、当該契約者からのMNPを適用します。

2. 回線交換サービスの提供を受ける契約者は、SIMカード受領後、MNPの切替作業を行うも

のとします。ニフティは、当該MNPの有効期限直前になっても当該SIMカードの切替作業が行われていないことを検知した場合、自己の判断により強制的に切替作業を行うことがあり、このことを契約者は予め承諾します。この強制切替により契約者が不利益を被ったとしても、ニフティは責を負うものではありません。

第20条（サービスの禁止行為）

1. 回線交換サービスの提供を受ける契約者は、回線交換サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させ、または連続的に多数の呼を発生させるなど、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為

(2) 故意に通話を保留したまま放置するなど回線交換サービスに支障をきたすおそれのある行為

(3) 着信者の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為

2. ワイヤレス通信サービスの提供を受ける契約者は、ワイヤレス通信サービスを利用するにあたり、@nifty会員規約において禁止される行為を行ってはならないものとします。

第6章 料金

第21条（料金）

1. NifMoの料金は、基本使用料およびユニバーサルサービス料、その他別途ニフティが定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金をニフティに支払う義務を負うものとします。

2. 基本使用料および月額料金は、第5条所定のサービス提供開始月から、NifMo契約の解除等の手続が完了した日の属する月まで発生します。ニフティは、月額料金の算定において、本利用規約または約款類で規定される場合を除き、第四章所定の事由によるサービス提供の停止があった場合であっても、NifMoの提供があったものとして取り扱うものとします。

第22条（料金の支払方法等）

1. 契約者は、基本使用料および月額利用料金を、ニフティが別途定める場合を除き、本人名義のクレジットカードにより支払うものとします。

2. 契約者がNifMo契約申込の際に、NifMoサービスに利用する端末機器も併せてニフティから購入する場合の代金の支払方法は、当該端末機器受領の際の代金引換などによるニフティへの支払いは、ニフティが別途指定する割賦事業者との契約による分割による支払いのいずれかとなります。

第7章 端末機器およびSIMカード

第23条（端末機器）

1. 契約者は、NifMoを利用するために必要となる端末機器等を自己の費用と責任において準備するものとします。

2. 契約者は、前項に基づき準備した端末機器等が別途ニフティの公開する技術基準に適合しない機種である場合、当該端末機器でのNifMoの利用はできません。

3. NifMoの利用に際しニフティから端末機器を購入する場合、契約者は当該端末機器を同梱の説明書に則って使用するものとします。なお当該端末機器の設定やドライバのインストールは、契約者自身が行うものとします。

第24条（端末機器等利用にかかる契約者の義務）

1. 利用者は、端末機器を電気通信事業法および電波法その他関係法令が定める技術基準以下、「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。

2. 利用者は、端末機器について次の事項を遵守していただきます。

(1) 端末機器を分解し、もしくは破壊またはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと

(2) 端末機器に登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと

第25条（SIMカード）

1. ニフティはNifMoの利用に必要なSIMカードを契約者に貸与し、契約者はこれを借受けるものとします。

2. 契約者は、SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、当該SIMカードに、ニフティ、提供元の電気通信事業者等および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等を行わないものとします。

3. 契約者以外の第三者のSIMのカードの利用等について、ニフティは、当該利用を全て当該契約者のNifMoの利用とみなし、当該契約者に債務の履行を請求できるものとします。

4. 契約者は、SIMカードが第三者に使用されていると疑いを持った場合、ただちにニフティにその旨連絡するとともに、ニフティからの指示がある場合にはこれに従うものとします。但し、その場合であっても、連絡までの利用分については前項の規定が適用されるものとします。

5. 契約者の責に帰さない事由によりSIMカードが故障、損壊等した場合、ニフティは自己の判断により当該SIMカードの修理若しくは代替品との交換（種別の異なるSIMカードとの交換はできないものとし、）を無償で行うものとします。

6. 契約者は、SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。

7. 契約者は、NifMo契約終了後、ニフティが定める期日までにSIMカードをニフティに返却するものとします。当該期日までに返却がなかった場合およびSIMカードを自己の責に帰すべき事由により滅失毀損させた場合、別紙料金表に規定する損害金をニフティに支払うものとします。

第8章 損害賠償等

第26条（解除等）

1. 契約者がNifMo契約を解除しようとする場合、所定の方法でニフティに申し出るものとします。解除は前項解除のお申し出からおよそ11日後に成立します。月の中旬以降に解除のお申し出があった場合、解除が成立するのはお申し出があった月の翌月となる場合があります。その場合、翌月分の月額費用、音声通話料及びSMSの利用料等をお支払いいただきます。

2. 当社から他社へのMNPによる転出手続完了には最短で5日かかります。NifMoでお使いだった電話番号について他社でのMNP転入手続きが完了したことを当社が確認した時点をもって上記解除のお申し出の有無に関わらず、NifMoの契約は自動的に解除となります。当社から他社へのMNP転出のお申し出と、上記当社確認月が異なる場合、確認月までの月額費用、音声通話料、及びSMSの利用料等をお支払いいただきます。

3. 当該契約が音声通話対応の契約タイプの場合で利用開始月および、ご利用開始月の翌月から6カ月以内に契約解除が成立した場合、当該契約者は音声契約解除手数料8,000円（税抜）を支払うものとします。

4. ニフティは、前三項または本条以外に本規約に規定する場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、当該該当契約者に対し何ら通知催告等の手続なくして、NifMoの提供を停止し、あるいはNifMo契約を解除することができます。

(1) NifMoの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき

(2) 契約者がニフティに届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき

(3) 第19条の規定に違反し、SIMカードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき、またはニフティの指定する以外のSIMカードを利用したことにより、ニフティまたは提供元の電気通信事業者等に損害が生じたとき

(4) NifMoにかかる電気通信設備（ニフティ所有または管理する電気通信設備に限ら）に

- 支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき
- (5) 前四号のほか、契約者により本利用規約または約款類の定め違反する行為が行われたとき

第 27 条 (延滞利息)

1. 前条に基づくニフティの解除権の行使の有無に関わらず、契約者が債務を支払期日が過ぎてもなお弁済しない場合、契約者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、債務と一括して、ニフティが指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
2. 前項支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て契約者の負担とします。

第 9 章 情報等の取扱い

第 28 条 (情報の収集)

1. ニフティは以下の場合に必要な情報を収集し、自己による分析、蓄積等を行うほか、当該情報(契約者情報を含みます。)を提供元またはその他の電気通信事業者等に提供することがあり、契約者は予めこれに同意するものとします。
 - (1) 第 12 条に規定する通信時間等の制限のため
 - (2) 利用料債務の履行を怠るなどの当該契約者の債務不履行情報を他の電気通信事業者と共有するため
 - (3) 番号ポータビリティにかかる転入または転出の手続のため
 - (4) 提供元の電気通信事業者または当該提供元電気通信事業者と協定等により契約者に国際電気通信サービスを提供する国際電気通信事業者等からの請求に応えるため

第 29 条 (発信者番号通知等)

1. ニフティは回線交換サービスの利用において、当該契約者回線からの通信に紐づけられる契約者識別番号を当該通信の着信先の契約者回線等へ通知します。
2. 前項の規定にかかわらず、発信者はニフティが別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。但し、緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断しニフティに通知の要請があった場合には、契約者識別番号を通知することがあります。
3. 回線交換サービスの利用において当該契約者回線への通信(ニフティが別に定めるものに限ります)であって、発信者番号(発信に係る契約者回線等または他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします)が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。

第 30 条 (位置情報の送出)

1. 当該契約者の利用にかかるワイヤレスデータ通信について、提供元の電気通信事業者等から位置情報の要求があったときは、ニフティはその接続点への位置情報を送出する場合があることを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
2. 前条第 2 項但書の規定により、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報(ニフティの要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、本条において同じとします。)を、提供元の電気通信事業者等がその緊急通報に係る機関へ送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。但し、当該緊急通報に係る機関がその情報を受信できないときは、この限りではありません。
3. ニフティは、前二項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

第 10 章 雑則

第 31 条 (NifMo の廃止)

1. ニフティは、NifMo の全部または一部を廃止することができます。
2. ニフティは、前項の規定により NifMo を廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第 32 条 (分離性)

本利用規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本利用規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第 33 条 (準拠法)

本利用規約は、日本国法を準拠法とします。

第 34 条 (専属的合意管轄裁判所)

NifMo 契約をめぐり契約者とニフティの間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を両者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則:この規約は 2014 年 11 月 26 日から実施します。

この規約は 2018 年 3 月 20 日から改訂実施します

別表

「NifMo(ニフモ)」の料金表

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。なお、コンテンツ料金、オプションサービス料金その他の料金につきましては、会員規約所定の料金表に定めるとおりとします。

2. 料金額 (NifMo)

1-1 初期費用 (税抜)	
登録手数料	3,000 円

1-2 その他の料金 (税抜)	
SIMカード再発行/変更手数料	3,000 円
MNP 転出手数料	3,000 円
音声契約解除手数料※1	8,000 円

※1 音声通話対応の契約タイプをご契約の場合、開通月および開通月の翌月を起算月として6カ月以内に契約解除を行った場合、音声契約解除手数料8,000円(税抜)が発生します。

2-1 データ通信プラン料※1 (税抜)	
3GB	900 円/月
7GB	1,600 円/月
13GB	2,800 円/月
スタートプラン※2	480 円/月
1.1GB プラン※3	640 円/月
法人シェア 5GB プラン※4	1,800 円/月
法人シェア 10GB プラン※4	3,200 円/月
法人シェア追加 SIM プラン※4	400 円/月
夜間特化 3GB プラン※4	520 円/月
上り特化 1.1GB プラン※4	500 円/月
上り特化 10GB プラン※4	1,180 円/月
ユニバーサルサービス料※5	2 円/月
データおかわり 0.5GB	900 円
	※同月内最大6回まで利用可
データおかわり 法人シェア 5GB ※4	1,400 円
	※同月内最大20回まで利用可

- ※1 SIM カードは貸与品となり月額はレンタル費用です。
- ※2 スタートプランは、法人会員などでの限定取り扱いとなります。
- ※3 1.1GB プランはアフィリエイトサイトなどでの限定取り扱いになります。なお、本プランは2018年2月末で個人会員向けの新規受付を終了いたしました。
- ※4 各プランは NifMo 法人サービスでの限定取り扱いになります。
- ※5 ユニバーサルサービス料は1契約ごとに発生します。なお、「020」で始まる電話番号帯については、ユニバーサルサービスに係る負担金の対象外となります。

2-2 契約タイプ料 (税抜)	
データ通信プラン料	追加料金なし
SMS 対応料金	150 円/月
音声通話対応料金	700 円/月

3. 機器代金

最新版につきましては (<http://nifmo.nifty.com/biz/price/>) をご確認ください。

3-1 HUAWEI nova lite RAM 3GB/ROM 16GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	18,889 円
----------------	----------

3-2 Alcatel PIXI 4 RAM 1GB/ROM 8GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	9,800 円
----------------	---------

※本機種は、法人のお客様のみに販売するものとなります。

3-3 HUAWEI P10 Plus RAM 4GB/ROM 64GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	60,000 円
----------------	----------

3-4 HUAWEI P10 lite RAM 3GB/ROM 32GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	26,667 円
----------------	----------

3-5 FUJITSU arrows M04 RAM 2GB/ROM16GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	31,112 円
----------------	----------

3-6 富士ソフト FS030W の場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	13,334 円
----------------	----------

※本端末は、法人のお客様および @nifty MOBILE(YM) をご利用されており、NifMo への移行をご希望されるお客様のみに販売するものとなります。

3-7 ASUS ZenFone 4(ZE554KL) RAM 6GB/ROM 64GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	53,334 円
----------------	----------

3-8 ASUS ZenFone 4 Pro(ZS551KL) RAM 6GB/ROM 128GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	66,667 円
----------------	----------

3-9 HUAWEI Mate 10 Pro RAM 6GB/ROM 128GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	82,223 円
----------------	----------

3-10 AQUOS sense lite SH-M05 RAM 3GB/ROM 32GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	31,112 円
----------------	----------

3-11 ASUS ZenFone 4 Selfie(ZD553KL) RAM 4GB/ROM 64GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	26,667 円
----------------	----------

3-12 ASUS ZenFone 4 Max(ZC520KL) RAM 3GB/ROM 32GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	22,223 円
----------------	----------

3-13 AQUOS R compact SH-M06 RAM 3GB /ROM 32GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	64,445 円
----------------	----------

3-14 HUAWEI nova lite 2 RAM 3GB/ROM 32GB モデルの場合 (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	22,223 円
----------------	----------

3-15 機器代金 (ZenFone Max Plus (M1) [ZB570TL] RAM 4GB/ROM 32GB モデルの場合) (税抜)

機器代金(一括払い現金価格)	28,889 円
----------------	----------

4. 通話料 /SMS 利用料金 (税抜)

通話料※1※2	20 円 /30 秒
SMS 送信※1※3	3 円 /通
SMS 受信	無料
NifMo 半額ダイヤル通話料※4	10 円 /30 秒

- ※1 国際通話・国際 SMS 利用の場合には、別料金が発生。
- ※2 ビデオ電話など、一般の音声通話以外を利用した場合には、別料金が発生します。
- ※3 SMS の1回あたり送信料金(送信回数)は送信文字数に応じて変わります。
- ※4 ご利用の際は「NifMo 半額ダイヤルアプリ」から発信いただくか、プレフィックス番号「0035-45」を通話番号の先頭に付けて発信してください。

5. オプションサービス (税抜)

NifMo 訪問レクチャー※1	480 円 /月
-----------------	----------

NifMo あんしん保証※2	380 円 /月
NifMo あんしん保証 for SIM フリー※3	380 円 /月

- ※1 NifMo 訪問レクチャーは初回訪問無料。2回目以降は特別価格にて提供。NifMo の利用開始月を起算月として24カ月以内に解除した場合には、契約解除手数料(24-利用開始月からの経過月数)×480円が発生します。
- ※2 NifMo あんしん保証は事前故障および落下/水濡れ/その他の偶然の事故による対象端末の全損または一部損壊に対応し交換対応(リフレッシュ品を含む)を実施(36カ月間)

交換時料金

端末カテゴリ A: 1回目 15,000 円(税抜)、2回目 20,000 円(税抜)、3回目以降降価を直取
 端末カテゴリ B: 1回目 5,000 円(税抜)、2回目 10,000 円(税抜)、3回目以降降価を直取
 端末別のカテゴリは http://nifmo.nifty.com/option/warranty_category.htm をご確認ください。

※3 「NifMo」の SIM カードで利用しているスマートフォンまたはタブレット端末が、自然故障(対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態の下で発生した故障)または水没、落下などが原因で破損(故意の破損、塗装の剥離など軽微な破損につきましては、保証の対象外となります。)した場合には、年2回を上限として修理を行う。修理できない場合には、1回目 4,000 円(税抜)、2回目 8,000 円(税抜)で代替品と交換可能。修理・交換ともに保証上限金額は40,000円(税込)となり、上回る場合はその差額がかかります。保証期間は、対象機器に初めて NifMo の SIM カードを使用して通信を行った日から30日を経過したときから、本サービスの契約期間内となります。ただし、自然故障の場合、対象機器の発売日から36カ月間となります。iOS 搭載のスマートフォンまたはタブレット端末の場合は、すべて修理対応となります。(全部品交換を含む)

6. 【料金表示について】

記載の金額は、全て税抜表示です。